

国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 96 号)

改正 平成 15 年 7 月 31 日国図管第 71 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日国図管 1203301 号

改正 令和 4 年 6 月 27 日国図管 2206271 号

1 指名停止

- (1) 総務部会計課長（以下「会計課長」という。）は、有資格者（衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成 14 年 6 月 27 日議長決定。以下「規程」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき工事の契約の競争に参加する資格を有する者をいう。）が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ別表各号に定めるところにより、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- (2) 契約担当官等（規程第 2 条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、1 (1) の規定により指名停止を受けている有資格者を指名してはならない。指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

2 下請負人及び共同企業体に関する指名停止

- (1) 会計課長は、1 (1) の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (2) 会計課長は、1 (1) の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (3) 会計課長は、1 (1) 又は 2 (1) 及び(2) の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 指名停止の期間の特例

- (1) 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- (2) 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 カ月に満たないときは 1.5 倍、別表第 2 第 10 号の措置要件に該当することとなったときは 2.5 倍）の期間とする。

- ア 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。
- イ 別表第 2 第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 号から第 10 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 号から第 10 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 会計課長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、3(1)及び(2)並びに 4(1)から(3)までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。
- (4) 会計課長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができる。
- (5) 会計課長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、3(1)から(4)まで及び 4 に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第 2 第 10 号に該当し、かつ、当初の指名停止の期間が満了しているときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- (6) 会計課長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例

会計課長は、1(1)の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各項のいずれかに該当することとなった場合（3(2)の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各項に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は国立国会図書館職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 4 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 10 号に該当したときは、2.5 倍）の期間

- (2) 別表第2第3号から第10号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号のいずれかに該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前項に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第10号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

- (3) 別表第2第3号から第5号まで又は第10号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき（前2項に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第10号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号から第5号まで又は第10号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前各項の規定に該当することとなつた場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月（別表第2第10号に該当する有資格者にあつては、1.5カ月）を加算した期間

- (5) 国立国会図書館又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第10号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（4(1)又は(2)の規定に該当することとなつた場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月（別表第2第10号に該当する有資格者にあつては、1.5カ月）を加算した期間

5 指名停止の通知

- (1) 会計課長は、1(1)若しくは2(1)から(3)までの規定により指名停止を行い、3(5)の規定により指名停止の期間を変更し、又は3(6)の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。
- (2) 会計課長は、5(1)の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が国立国会図書館の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

6 随意契約の相手方の制限

- (1) 契約担当官等は、6(2)の場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。
- (2) 契約担当官等は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に規定する場合は、あらかじめ会計課長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。
- (3) 会計課長は、6(2)の承認をしたときは、様式第4により議長に報告するものとする。

7 下請等の禁止

契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約担当官等の契約に係る工事を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

8 指名停止の報告

会計課長は、1(1)若しくは2(1)から(3)までの規定により指名停止を行い、3(5)の規定により指名停止の期間を変更し、又は3(6)の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ様式第5、様式第6又は様式第7により議長に報告するものとする。

9 指名停止に至らない事由に関する措置

会計課長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成14年9月2日から施行し、同月1日から適用する。

附 則(平成15年7月31日国図管第71号)

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日国図管1203301号)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月27日国図管2206271号)

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

様式第 1

国図会 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が(の) 〃 ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

(注)

- 1 には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 は、5(2)の適用がある場合に使用する。
- 3 には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第2

国図会 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け国図会 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(注) 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第3

国図会 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け国図会 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

様式第 4

国国会 号
年 月 日

衆議院議長 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

工事名及び施工場所	
工事種別	
契約の相手方	
契約予定年月日及び予定工期	

上記工事の請負契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理由

様式第 5

国図会 号
年 月 日

衆議院議長 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指 名 停 止 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
登録工事種別、等級及び 当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記有資格者について、「国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成 14 年国図管第 96 号)別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 備考(他機関の見解等)

(注)

には、3(1)から(4)までの規定により指名停止の期間を定めた場合にはその旨も記載する。

様式第 6

国図会 号
年 月 日

衆議院議長 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止期間変更報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格者については、先に 年 月 日付け国図会 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(注) 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第7

国図会 号
年 月 日

衆議院議長 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止解除報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格者については、先に 年 月 日付け国図会 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を解除したので報告する。

記

理由